

科学研究費助成事業（学術研究助成基金助成金）研究成果報告書

平成25年6月26日現在

機関番号：62608

研究種目：若手研究（B）

研究期間：2011～2012

課題番号：23720132

研究課題名（和文） 近世禁裏文化圏内における入木道伝授の形成と伝授内容の推移に関する研究

研究課題名（英文） Study on the establishment and transformation of calligraphy techniques in the court of Japan in the 19th century from the 17th century.

研究代表者

中村 健太郎（NAKAMURA KENTARO）

国文学研究資料館・学術企画連携部・機関研究員

研究者番号：60596922

研究成果の概要（和文）：江戸時代、天皇および皇族を中心に継承された入木道（書道）伝授について、その具体的な内容と伝授儀礼について研究を行った。従来の研究では不明とされてきた天皇の入木道伝授について、有栖川宮の歴代当主が継承した「有栖川流」の秘伝四種（能書方・入木道灌頂・額字口伝・諷誦願文切紙）がその内容であることを確認した。また、その伝授の形が和歌の秘伝を伝える歌道伝授（古今伝授）と類似する点も明らかにした。

研究成果の概要（英文）：Japan in the 19th century from the 17th century, for calligraphy techniques inherited mainly royalty and emperor, I conducted a study about the specific contents. The contents of calligraphy techniques emperor that has been unknown in previous studies, it was confirmed that the secret of the four types of calligraphy former family head of Arisugawa Palace has inherited its contents.

交付決定額

（金額単位：円）

	直接経費	間接経費	合計
交付決定額	1,100,000	330,000	1,430,000

研究分野：人文学

科研費の分科・細目：文学・日本文学

キーワード：入木道・書道・有栖川流・伝授・巻筆・書風・筆跡

1. 研究開始当初の背景

(1) 江戸時代の宮廷を中心とした書道の流儀について、従来の研究では「青蓮院流」や「持明院流」などの特定の書流が考察されてきた。しかしながら、過去の研究の成果では、天皇や皇族を中心に継承された入木道（書道）伝授について、具体的な解明が難しいと考えられた。そのため、これまでの書風の継承を中心とした書道史研究の方法とは異なる視点からの考察が必要であると判断した。

(2) 江戸時代の流儀書道のうち、「有栖川流」という書道の流派がみられる。当時、世襲親王家であった有栖川宮を中心に継承されたとされる書道の流派で、これまで先行研究が少なく、流派の実態について未解明の部

分が多く残されていた。このため、天皇や皇族を中心に継承された入木道（書道）伝授に密接に関係している可能性が高いと推測し、内容の具体的な解明を行うことが必須であると考えた。

(3) 日本文学研究のうち、和歌文学の研究領域において、近世の歌道伝授（古今伝授）研究の蓄積がみられる。このうち、天皇を中心に継承された伝授を特に「御所伝授」と称している。和歌と書道は、密接な関係性が認められるため、歌道伝授（古今伝授）の研究方法を入木道（書道）伝授にも応用できないかと考えるに至った。

2. 研究の目的

(1) 江戸時代に天皇、皇族および一部の公家のみ継承された入木道(書道)伝授について、その伝授の成立過程と伝授内容の時代的推移や変遷過程の解明を目的とする。天皇への入木道(書道)伝授の実態を解明することは、書道史研究のみならず、日本文学や歴史学の研究にも寄与することが推測され、関連する周辺の学問領域を横断する問題であると考える。

(2) 天皇への入木道(書道)伝授を考える際に、最も関係が深いと推測される「有栖川流」の伝授内容の解明を目的とする。先行研究が少ないため、具体的な内容の解明が急務であると考える。特に秘伝として伝授が行われた「能書方」「入木道灌頂」「額字口伝」「諷誦願文切紙」の各伝授内容について調査研究を行い、天皇への入木道(書道)伝授との関連性を明らかにする。

(3) 江戸時代に入木道(書道)伝授と同様に重視されていた、歌道伝授(古今伝授)との関係について調査研究し、その類似点を確認する。

3. 研究の方法

(1) 江戸時代の天皇および皇族を中心に行われた入木道(書道)伝授については、『天皇皇族実録』などを利用することで、入木道(書道)伝授の有無を確認し、各史料に基づいて確認を行う。また、『天皇皇族実録』に収載漏れ、あるいは別の資料により記事の再検討が必要な場合は、各状況に合わせて確認作業を進める。

(2) 宮廷における入木道(書道)伝授に深く関係する有栖川宮の伝授資料については、国立歴史民俗博物館(『高松宮家伝来禁裏本目録』)、宮内庁書陵部(『和漢図書分類目録』『閲覧用写真複製本目録』)、東京大学史料編纂所(写真帳、マイクロフィルム)などを利用して資料の確認を行う。また、個人蔵の資料については、事前の準備調査で把握しているもの、また新出の資料も併せて実地調査を行い、必要に応じて撮影などを実施する。

(3) 門跡寺院における伝授資料については、宮廷の入木道(書道)伝授に深く関与したと推測される場合は調査の範囲に含め、『妙法院史料』『妙法院日次記』などを中心に入木道関係の資料や記事を把握する。また、未刊の資料については、東京大学史料編纂所の紙焼写真やマイクロフィルムを利用して調査を実施する。

(4) 江戸中期以降の宮廷における入木道(書道)伝授の中心的な役割を担った「有栖川流」について、有栖川宮の歴代行実をはじめ、基本となる先行研究を利用して入木道関係の記事、資料の調査を行う。なお、有栖川宮の略系図を示すと、以下の通りである。

- 初代 好仁親王(1603—38、高松宮、後陽成天皇皇子)
- 2代 良仁親王(1637—85、後水尾天皇皇子、後に後西天皇として即位)
- 3代 幸仁親王(1656—99、有栖川宮、後西天皇皇子)
- 4代 正仁親王(1694—1716、幸仁親王皇子)
- 5代 職仁親王(1713—69、霊元天皇皇子)
- 6代 織仁親王(1753—1820、職仁親王皇子)
- 7代 韶仁親王(1787—1845、織仁親王皇子)
- 8代 幟仁親王(1812—86、韶仁親王皇子)
- 9代 熾仁親王(1835—95、幟仁親王皇子)
- 10代 威仁親王(1862—1913、幟仁親王皇子)

4. 研究成果

(1) 有栖川宮における入木道(書道)伝授の内容について、従来の研究では不明とされてきた。しかしながら、その伝授内容について、実際の伝授状を発見し調査を実施することで、具体的な伝授内容について確認することが可能となった。また、その伝授内容が、禁裏における入木道(書道)伝授と比較すると、同一の内容であることが新たに判明した。また、伝授を実施する際の儀礼についても、禁裏や宮家において厳格に行われていた事実を確認した。伝授内容については、段階的に四種類の伝授内容が伝承されていたことを確認した。

①「能書方」は江戸時代前期の後水尾天皇自筆による切紙の原本が妙法院に伝存しており、その内容は全12項目からなっている。和歌懐紙や短冊の書法など、それぞれ異なる執筆方法について具体的に記述したもので、この内容はその後の継承過程で一部が改変されたことが確認できる。江戸時代後期の「能書方」では、全10項目に再編されている。改変の具体的な経緯は本研究では解明できなかったため、今後の課題とするものである。

②「入木道灌頂」は、全7項目からなる内容で、中世以来の入木道(書道)伝授の内容を継承している可能性が高いと考えられるものである。具体的には、宮廷の公事で必要となる各書式について列記したもので、最も重要視された伝授であったと考えられる。

③「額字口伝」は、従来の研究では、天皇が執筆する社寺の額（勅額）に関連する伝授と推測されてきたが、実際には天皇以外の一般的な額字の執筆方法についての内容となっている。

④「諷誦願文切紙」は、当時泉涌寺などで営まれた天皇や皇族の年忌法要に用意される諷誦文や願文の執筆作法をまとめたものである。

これらの各伝授には、神事を伴う厳重な伝授作法が存在し、特に「入木道灌頂」の伝授は最重要の伝授事項として、盛大に伝授儀礼が行われている。また、儀礼を伴う各伝授の内容は、書式に関する事項を中心に構成されており、具体的な筆法（執筆法）は含まれていないことも判明した。従来の書道史研究では、個々の筆跡に現れる書風の類似から伝授関係を想定するという方法が主流であった。そのため、伝授関係にある師弟でそれぞれ書風が異なる事例を多く含む本研究内容は、従来の研究の方法論では解明が困難であるといえる。本研究の成果として、従来の書風分類に偏重した研究方法から脱却し、書式という観点による研究の方法を新たに提示することができたものとする。

また、従来指摘されてきた特徴的な書風の「有栖川流」の筆跡について、その書表現には巻筆（有芯筆）と呼ばれる特殊な毛筆が用いられていたことを確認した。現在、一般的に使用されている水筆（無芯筆）では、書表現上の相違がみられることから、書道の用具用材にみられる変遷と書表現には密接な関係性が認められることを再確認した。

(2) 宮廷の入木道（書道）伝授に深く関与した門跡寺院のうち、妙法院、曼殊院、一乗院の各資料を調査し、禁裏の入木道伝授に深く関与した状況について確認した。特に、曼殊院良恕親王（1574—1643）と良尚親王（1623—1693）は、禁裏への入木道伝授に直接的影響を与えており、入木道（書道）伝授が禁裏に伝えられ、和歌の秘伝を伝える歌道伝授（古今伝授）と同様の伝授体系を持つに到った経緯が判明した。また、妙法院堯恭親王（1717—1765）は、有栖川宮職仁親王（1713—1769）の同母弟にあたり、入木道伝授が有栖川宮の家伝となる契機ともいえる活動を行っていたことを確認した。

(3) 入木道（書道）伝授の継承方法について、「箱伝授」とよばれる伝授形態が取られていたことを再確認した。「箱伝授」とは、相伝の秘伝書を箱に納め、封を施して他見を厳に禁じたものである。江戸時代の歌道伝授（古今伝授）のうち、天皇や皇族、公家に強い影響力を持った「御所伝授」に多くその例が確認されてきたが、入木道（書道）伝授において

も、同様の伝授形式で継承されていることが注目された。「伝授箱」の実例として有栖川宮では、歌道（和歌）および入木道（書道）それぞれの「伝授箱」があり、火災などの緊急時には、焼失を防ぐため避難させるという体制が徹底されていたこと。また、「伝授箱」を開くには天皇あるいは上皇による勅許が必要とされ、開見の儀式が厳重に行われた。以上の成果から、入木道伝授という内容が、日本の書道史研究のみに寄与するものではなく、他の禁裏文化圏内における伝授事例（歌道における古今伝授や、神道伝授など）にも共通する問題を含んでいることを再確認するに至った。本研究内容が関連する他の周辺の学問領域を横断する研究課題であり、近世の禁裏文化圏内で継承された入木道伝授と、類似する他の芸道伝授の比較研究も今後必要であると考えるものである。

5. 主な発表論文等

（研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線）

〔学会発表〕（計2件）

①中村健太郎、近世宮廷書道における入木道伝授と有栖川流、書学書道史学会、2011/11/13、大東文化大学

②中村健太郎、真観本の特徴を持つ古筆切資料について、和歌文学会、2011/12/17、東京成徳女子短期大学

〔図書〕（計1件）

(1) 中村健太郎、他、三弥井書店、日本の書と紙 - 古筆手鑑『かたばみ帖』の世界 -、2012、246

〔その他〕

(1) 展覧会図録、中村健太郎、入木道の御所伝授 - 有栖川流書道の秘伝と内容 -、宮廷の雅 - 有栖川宮家から高松宮家へ -、2011、167—172

(2) 公開講座、中村健太郎、宮廷の書道と有栖川御流、2011/8/25、徳川美術館・名古屋市蓬左文庫

6. 研究組織

(1) 研究代表者

中村 健太郎 (NAKAMURA KENTARO)

国文学研究資料館・学術企画連携部・機関研究員

研究者番号：60596922

(2) 研究分担者
()

研究者番号：

(3) 連携研究者
()

研究者番号：